

学校いじめ防止基本方針

福生市立福生第四小学校

【基本理念】 学校は、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つを念頭に置き、教育委員会と連携して、より一層高い問題意識をもち、いじめ問題に対応していく。行為を受けた児童が、心身の苦痛を感じている場合は「いじめ」に該当するという認識をもち、軽微ないじめも見逃さないという意識を全教職員がもつようとする。
そのために、学校いじめ防止基本方針を策定し、学校いじめ対策委員会を設置する。

学校

学校全体で軽微ないじめも見逃さず、早期発見できるようにする。学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応を行う。

① いじめの定義に基づいた確実ないじめの認知

発

いじめ防止対策推進法に規定されている「いじめ」の定義に基づき、確実にいじめを認知する。軽微ないじめも見逃さないという意識を全教職員がもつようとする。家庭や支援員と連携した登校時の見守りや声掛けを実施する。

② 学校いじめ対策委員会を中心とした組織的対応

未 発 対 重

いじめの防止・対策において中核となる組織、学校いじめ対策委員会を設置する。いじめの未然防止から対応までを担当する。

構成員：校長・副校長・主幹教諭・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラーなど



取組：いじめ防止対策等に係る取組の方針の企画立案
児童の問題行動に係る情報の共有
いじめ問題への対応方法の協議

③ 基本方針の理解

未 発 対 重

学校いじめ防止基本方針を策定し、学校いじめ対策委員会を設置する。学校いじめ防止基本方針は実行性があり、学校として確実にやりきるための行動計画である。全教職員、保護者、地域などによる、いじめ防止対策のあるべき姿の共通理解とする。

④ 年3回以上の研修の実施

未

年間3回以上いじめ防止等のための校内研修やOJTなどを実施する。人権教育プログラム・いじめ総合対策などを活用した校内研修をふれあい月間の前に開催し、教員の資質の向上を図る。

⑤ 情報共有

未 発 対

いじめ事案について、学校いじめ対策委員会に報告し、校内で共有する。共有方法：職員夕会、情報共有シート、学校内支援委員会

⑥ 重大事態の定義・対処

重

いじめ防止対策推進法に規定されている重大事態の定義と対応を理解する。重大事態の発生については、教育委員会を通じ速やかに市長へ報告する。

いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境を保障する。

⑦ 学校評価の活用

未

いじめ対策に関する学校評価の結果を受け、改善を図る。

児童

子どもたち自身がいじめについて考え、いじめは絶対に許されないという雰囲気を学校全体で醸成する。いじめ防止の啓発活動の推進や教育相談体制を充実させ、相談しやすい環境の整備を行う。

⑧ 児童のアンケートの実施

発

いじめを把握するためのアンケートを年3回以上実施する。その内容を教員間で共有する。アンケート用紙は全員分を3年間保管する。

⑨ SOS の出し方に関する教育の推進

未

子供に対して、不安や悩みがある場合は些細なことでも教職員に相談するように指導を行う。

指導内容：SOS の出し方（全学年）、友人関係のソーシャルスキルトレーニング
スクールカウンセラーによる全員面談（5・6年）

⑩ 合意形成や意思決定場面の設定

未

日常の授業において、児童が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定する。



重点：多様性や互いの良さを認め合える態度の育成

場面：学校でのグループでの対話・協議、友達との関わり
地域活動（クローバークラブ）、家庭生活

⑪ いじめに関する授業の実施

未

いじめに関する授業を年3回以上計画し、実施する。

内容：セーフティーステップ教室などの活用、福生市いじめ防止サミット、道徳の授業

⑫ いじめを許さない指導の徹底

未

児童に対しいじめは絶対に許されない行為であることを指導する。

重点：どんな場合でもいじめを行う方法で対処してはならない。

同じ言葉や行為でも人によって感じ方が異なる。

相手が心身の苦痛を感じる行為はいじめになる。

特に配慮が必要な児童

・発達障害を含む、障害のある児童
・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童
・性同一性障害や性的思考、性自認に係る児童
・東日本大震災等の災害により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

上記の児童を含め、特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うと共に、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

連携

家庭・地域と日頃から連携を行い、多角的な視点から子どもを見守り支援を行う。

⑬ 保護者へ基本方針の周知

未 発 対 重

保護者に対して年度当初の保護者会や、TETORU、学校ホームページなどを活用して学校いじめ防止基本方針の内容について周知する。

⑭ 保護者への対応の伝達

未 發 対 重

保護者会や個人面談、学校便りなどを通じた家庭との緊密な連携や協力を実行する。また、いじめが認知された場合は、被害・加害双方の保護者に対応方針を説明する。互いの子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、学校と家庭で協力していく。

⑮ 地域・関係機関との連携

未 發 対 重

学校サポートチームや事案に応じた関係機関との役割について理解する。

主な関係機関：スクールソーシャルワーカー、児童相談所職員、警察職員

⑯ 重大性が高い事案への対応

未 發 対 重

いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合、被害の児童の安全を確保し、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境を保証する。また、教育委員会を通じ市長へ報告を行う。加害の子どもの更生を図る。

未 未然防止

発 早期発見

対 早期対応

重 重大事態への対処

いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する小学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを介して行われる行為も含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

重大事態の定義

- ① いじめにより該当学校に在籍児童の生命、心身または財産に重大な損害が生じた疑いがあると認めたとき
- ② いじめにより該当学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき

対応の基準

形式的な謝罪等でいじめが解消されたと考えずに、加害行為が発生していないこと（3か月を目安）及び被害者が心身の苦痛を感じていないことが解消であると位置付け、見守りと指導を続ける。